

暮らしの安心 国民健康保険

平

成30年度の
国民健康保険税

今年度の国保(国民健康保険)税は、限度額、保険税率ともに変更はありません。保険税は下の表により計算し、それぞれ①～④の合計(限度額を超える場合は限度額)になります。医療分・後期高齢者支援金分は国保加入者全員、介護納付金分については、国保加入者のうち、満40歳以上65歳未満(介護保険2号被保険者)の方が対象になります。

平成30年度の
納税通知書は
7月中旬に送
付します



問い合わせ

市民課国保高齢医療係(名寄庁舎 1階)

☎01654③2111(内線3114~3116)

地域住民課市民係(風連庁舎 1階)

☎01655③2511(内線118、119)

平成30年度の国保税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
① 所得割	世帯の所得 × 7.4%	世帯の所得 × 3%	世帯の所得 × 2.4%
② 資産割	固定資産税額 × 20%	固定資産税額 × 9%	固定資産税額 × 4%
③ 均等割	2万1,000円 × 加入者数	1万円 × 加入者数	1万円 × 加入者数
④ 平等割	1万8,000円	8,000円	8,000円
限度額	58万円	19万円	16万円

国 保税の納め方

国保税は世帯主が納めます

各種届出や国保税を納める義務は世帯主にあります。
世帯主が国保に加入していなくても世帯の中に国保の被保険者がいる場合、納税通知書は世帯主に送られます。

普通徴収

(年6回の窓口納付または口座振替)

当初納付書では、平成30年4月から平成31年3月までの1年分を年6回で納付することになります。
※途中加入や離脱の場合を除く。

特別徴収(年金天引き)

国保被保険者が全員65歳以上で構成される世帯の国保税は、原則として納税義務者の年金から天引きになります。

ただし、次に該当する方は従前のとおり納付書で納めていただく(普通徴収)ことになります。

・国保税の納付を口座引き落としにしている方

・平成30年度中に75歳になる方

・年金年額が18万円未満の方

・介護保険料が年金から天引きされていない方

※特別徴収(年金天引き)を希望しない

い場合、事前に口座振替手続きが必要になります。

加入・離脱したときの国保税

国保税は加入の届け出をした月からではなく、加入資格を得た月から課税されます。年度途中で離脱したときも離脱の前月までの税額が月割で計算されます。

国保税の軽減

国民健康保険制度では、所得や世帯の国保被保険者数、世帯の状況に応じた軽減制度があります。

詳しくは納税通知書または、同封のパンフレットをご覧ください。

■低所得世帯に対する軽減

被保険者世帯の人数や所得に応じて、均等割・平等割の7割・5割・2割の軽減措置がとられます。

昨年度に引き続き軽減判定基準が拡充し、5割・2割の対象となる世帯が拡大しました。

■非自発的失業者の軽減

65歳未満の方が解雇や倒産により離職し国保に加入した場合、雇用保険の受給理由によって受けられる軽減措置があります。

■後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減、減免

後期高齢者医療制度への移行に伴う激変緩和措置として軽減措置や減免措置があります。

同制度への移行により、国保世帯の被保険者が1人になった場合、5年間は平等割の2分の1が減額になり、その後3年間は平等割の4分の1が減額になります。

納

期内の納税にご協力を

皆さまに納めていただく国保税は医療費の支払いなど国保事業の運営に欠かせない財源です。

納期限内の納付にご協力をお願いします。

納め忘れのないように

口座振替の利用により、納め忘れが防げます。

申し込みは、市内の金融機関または市役所税務課納税係の窓口へ。

※通帳と届出印、納付書をお持ちください。

納付が遅れたら

納税相談がないうまま納付が遅れたり納付がない場合、税負担の公平性を保つため、保険証の有効期限が短期間にされたり、納税相談後に保険証が交付されるなどの措置がとられることとなります。

また納期を過ぎると督促を受け、延滞金が増算されます。納税相談のないまま未納が続くと、財産の差し押

さえなど滞納処分を受ける場合があります。

災害等により、所得が一時的に著しく減少した場合や特別な事情がある場合には、納期限の延期や保険税の減免・免除を受けられる制度もありますので、早めの相談をお願いします。

※災害等の事情により、医療費の自己負担分の支払いが困難な場合も相談ください。

国

保の届け出

届け出は14日以内に

■国保に加入するとき

- ・ 転入したとき
- ・ 退職などにより職場の健康保険をやめたとき
- ・ 子どもが生まれたとき

■国保を離脱するとき

- ・ 転出するとき
- ・ 就職などにより職場の健康保険に加入したとき
- ・ 被保険者が亡くなったとき

■離脱の届け出遅れにご注意を

- ・ 会社の健康保険に加入後に、新しい保険証が届くまでの間、国保の保険証で受診した場合は医療費を返金いただく場合があります。
- ・ 会社などの健康保険に加入後、国

保の離脱手続きがなされないと会社の保険料と国保税が二重払いになってしまいます。

国

保の保健事業

国保では、健康維持のために各種検診等への助成など保健事業を行っています。疾病予防、早期発見、早期治療のため特定健診や各種がん検診、人間ドックなどを受診し健康維持にお役立てください。

特定健診・特定保健指導

国保に加入する30歳から74歳の全ての方を対象に、生活習慣病に着目した「特定健診」を無料で実施しています。

早期予防・改善に向けて、保健師による「特定保健指導」を実施しています。

市が実施する各種検診への助成

国保に加入している方は市の検診のほとんどが無料で受けられます。

人間ドック・脳ドックへの助成

30歳以上の方が医療機関でドックを受けた際、対象費用の3分の2を助成しています。

要件や手続きの方法については事前に問い合わせください。

国

民健康保健証の更新

今年から保険証の更新時期が8月になり、7月中旬に世帯主あてに簡易書留郵便で送付します。なお、今まで高齢受給者証を別にお持ちだった方は、保険証と高齢受給者証が一体になった証が送付されます。

転居や不在などの理由により配達されなかった保険証は、市役所で保管しています。保険証が届いていない場合は問い合わせください。

また、ほかの健康保険に加入済みで国保の保険証が届いた方は脱退手続きが必要です。手続きをされない場合は、保険税がかかり続けますので必ずご連絡ください。

限

限度額適用認定証の更新

70歳未満の方および70歳以上非課税世帯の方は、限度額適用認定証の有効期限が7月31日(火)までとなっていますので、それ以降引き続き認定を受けるには更新手続きが必要です。手続きの方法については事前に問い合わせください。

※保険税の納付状況によって認定できない場合もあります。

※8月1日(水)以降高齢受給者証の負担割合が「3割」の方は、限度額の認定区分が3種類となります。